

流通業務市街地の整備に関する法律第5条許可・証明の添付書類について

北大阪流通業務地区内で建築物の建築または用途変更を行う際には、建築確認申請に先立って、流通業務市街地の整備に関する法律第5条の規定による許可又は証明が必要になります。

(1) 提出書類について

<input type="checkbox"/>	①許可申請書(様式第1号) 又は証明願(様式第2号)	・都市政策課と事前相談の上、様式の種類をご確認ください。
<input type="checkbox"/>	②土地登記簿謄本	・土地所有者以外が申請者となる場合は、権利関係がわかる書類(借地契約書又は使用承諾書)をあわせてご提出ください。 ・土地所有者の現住所と登記名義人の住所が異なる場合は住民票等をご提出ください。
<input type="checkbox"/>	③図面	・建築確認申請で使用する予定の図面で、設計者の印があるものをご提出ください。 □地積図 □位置図 □求積図 □配置図 □平面図 □立面図 □断面図
<input type="checkbox"/>	④誓約書	・施設の用途変更を行わないことについての誓約書です。
<input type="checkbox"/>	代理人が申出書を提出する場合 ⑤委任状	・様式は任意です。

(2) その他

・許可申請書又は証明願提出にあたっては、原則として来庁のうえ、事前相談をお願いしています。

茨木市 都市整備部 都市政策課 計画係(南館5階)
月～金曜日(祝日を除く) 8時45分～17時15分
電 話 : 072-620-1660(直通)